

Title	社会保険の範囲に就いて
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1927
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.21, No.5 (1927. 5) ,p.693(111)- 713(131)
JaLC DOI	10.14991/001.19270501-0111
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19270501-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

先づ經濟界の職能に就て、最も徹底せる見方をせる學者はシュンペーターである可く、現にシュンペーターはその著『經濟的發展』中に於て、經濟現象は之をば、經濟界より發生せるものとして、見る可きであつて斯る見方を以つてすれば自然と經濟現象は、生活機能として考へられるに至る可くその生活機能とは、之を簡言すれば經濟發展これであると云つて居るのである

社會保險の範圍に就て

園 乾 治

一、緒 言

強制的社會保險に關する法律は何れも其範圍即ち疾病、傷害、死亡、不具廢疾、老衰、失業、出產の諸事故に對して保護せらるゝ人を限定しなくてはならぬ。

是等の諸事故に對して保護せらるべき人を決定することは社會保險の目的に關する觀念の異なるに従つて異なるであらう。社會保險は(一)總ての人(國民保險)、(二)總ての報酬を得て事業に従事する人(勞働者保險)、(三)總ての經濟上に於ける弱者なる勞働者、(四)總ての賃銀勞働者又は一部の賃銀勞働者を包括することが出来る。

以下先づ第一に國民保險、勞働者保險、賃銀勞働者保險の觀念を研究し、而して第二に是等の範圍を決定する爲に各國の法律に採用せられたる方法に就て研究することゝしやう。

二、社會保險の範圍に關する諸觀念

一、國民保險

事故に脅かさるゝ總ての個人に對して社會保險を完全に適用し、其從事する職業を問はず、又保

險に加入する當時に於ける資産の多寡を論ぜざるものを國民保險と云ふ。

總ての個人を脅かす經濟的結果を生ずる事故は、疾病、傷害、疾病又は傷害より起る不具廢疾、出産、老衰、死亡である。

一見したる處に於ては、老衰及び死亡は何等費用の増加を惹起さず、唯全部的にして且つ永久的なる勞働不能を惹起するものであり、是等の事故が、勞働者に非ず從つて自身并に其家族の生活を勞働の所産に依頼せざる者に對して障害となることを承認することは聊か困難である。故に人々は斯の如き場合に於ける國民保險は單に疾病、傷害、不具廢疾、出産に因て必要とせられたる醫術上の手當に關する費用の危険并に家族を扶養する爲に要する費用の増加する危険を保險するに過ぎないものであるとの考を懷くのである。

然し乍ら少數ではあつたが若干の國に於て國民保險の問題に直面したのは正に老衰及び不具廢疾に關聯してゐた。人人の經濟的地位が安定せざること、個人の資産は縱令相當であつても消盡せらるゝことがあり得ること、人々は其存命中に於て疾病又は傷害より生ずる費用を支辨することが出來ないことがあり得ること、彼等は不具廢疾及び養老保險の保險給付を必要とすることがあり得ること、而して最後に人々が死亡せる場合に於て被扶養者は保險の給付を必要とすることがあり得ることは、既に指摘せられた處である。

若し總ての人々が勞働生活をなすつゝある時代に於て或は收入の夥多なる時代に於て、強制保險の方法を以て、將來に對する準備を講ずる義務を負はされないならば、彼等は若し彼等の資産が喪失せられるか又は浪費せらるゝに於ては、後に至つて社會の負擔となるであらう。故に獨立せる生活手段を有する者に對しても保險するの義務を課することは社會にとりて權利であり又義務であると考へられてゐるのである。

一定の範圍に適用せられたる國民保險の觀念は、一般に烈しい反對の標的となつてゐる。

富裕なる階級の者によりて極めて普通に任意保險が實行せられてゐるの事實を見て、十分なる生活手段を有し且つ個人的貯蓄又は私營保險を以て自己の危険を擔保し得る人々に對して、強制を課することは無用であると考へられてゐる。數萬の人々の中に多數の貯蓄心なきものがあるが爲に、數萬の人々に盡く新しき義務を課することは、立法者が過度の干渉をなすこととなるのであると考へられてゐる。

二、(賃銀又は獨立)勞働者保險

保險は其範圍を賃銀勞働者たると獨立勞働者たるとを問はず、又其所得收入の多寡を問はないが唯勞働者のみに之を限定することが出来る。若し人々が一々の事故の經濟的結果は勞働不能又は職業の獲得不能であることを考へ、而して尙ほ人々が社會保險の目的は勞働者及び被扶養者の生活標準の維持にあることを認めるならば、如何なる人々が保險によりて擔保せらるべきかを決定することは誠に容易なこととなるであらう。保險を強制することを停止する最高賃銀の限度如何の問題は最早起らない。此限度を決定することは、特に獨立勞働者の場合に於て非常な困難を惹起するのである。此點が總ての勞働者に對する保險制度を設けたる數個國の立法者を大に動かしたのである。

自身の保護を自ら講じ得る労働者に對して強制保險を設立しないこととする希望によりて、經濟上の弱者たる労働者、換言すれば賃銀又は收入が生活費、賃銀の平準、家族の人数を考慮して決定せられたる一定限度を超過せざる労働者に、保險を局限することとなるのである。

社會保險を經濟上の弱者たる労働者に限定することは、是等の保險に對する特別に緊切なる欲求によりて是認せられる。蓋し一方に於ては彼等の資力の不十分なることにより、又他方に於ては醫術上の救護(疾病、傷害、不具廢疾、出産)、又は家族の扶養義務によつて必要となりたる費用の増加せる爲に、又労働不能(業務上の傷害、業務上の又は然らざる疾病、不具廢疾、老衰、死亡、失業)に因つて所得の減少せる爲に是等の労働者に對して何れかの事故の發生することは特に嚴重な結果的結果を惹起す事實があるに基くのである。

保險は獨立労働者の多數の者に對して賃銀労働者の多數の者に對すると全く同様に必要である。而して最近數年間に於ては定額の所得を有する中産階級の者に對して最も激甚であつた大戰の經濟的影響によつて特に然るのである。

獨立労働者に對する保險に關する問題は賃銀労働者の保險を組織する場合にも發生する。事實に於て賃銀労働者と獨立労働者との間は絶えず交錯してゐるからである。一方に於ては賃銀労働者の可成多數の者が自身の努力により、又は相續により、若くは其外の事由によつて獨立労働者となり、他方に於ては若干の獨立労働者が其事業の經營不良なる結果、又は經濟的恐慌の結果、事業を中止して賃銀労働者の班に入ることを餘儀なくせしめられる。一の社會階級より他の社會階級へ移動することとは、大戰以來、殊に貨幣價值の低落したる諸國に於て極めて頻繁に起つた。保險が全く賃銀労働者のみに保留せらるゝ諸國に於ても、強制保險の効果として既に釀出を支拂ひて權利を獲得せる賃銀労働者に與へらるゝ待遇と幾分後に至りて賃銀労働者となりて社會的保護に對する眞の必要を経験する獨立労働者に與へらるゝ待遇との二重の問題——此問題は實に困難な問題である。

此點に於ては賃銀労働者と獨立労働者との對して夫々別個の保險制度を設立するを可とするか、又は此兩者を單一の制度に包括するを可とするかを決定する必要がある。

單一制度に對しては同一の事故は同一の義務を必要とするものではなく、又賃銀労働者と獨立労働者に對して夫々同一の結果を生ずるものではないと非難せられる。獨立労働者は、賃銀労働者が關係する場合に於ては事故の結果の全部(傷害)又は一部(疾病、老衰、不具廢疾、等)を負擔することを要求せらるゝ、傭主との勞務契約の下に於て労働するのではない。賃銀労働者は如何なる原因たるを問はず労働不能の事由によりて、賃銀を受けざるることとなり、其經濟上の勢力の全部を喪失し、多くの場合に於て獨立労働者に對するとは其地位を異にしてゐる。——例之、農民又は小規模の店主は、家族、事務員、奴婢の加勢によりて、尠く其家業の一部分の經營を繼續することが出來、之より利益を擧げることが出來るであらう。

加之、保險の釀出及び給付は普通に收入を基準とするものであり、其推定は賃銀労働者の場合に於ては頗る容易であるが、獨立労働者の場合に於ては頗る困難である。それは主として彼等の所得が非常に不同であり得るが爲で、或は虚偽の申告をなすかも知れないからである。斯くの如くし

て獨立労働者の眞實の所得及び事實上の必要額を計算することが困難なる爲に、彼等を賃銀労働者と同一の制度の中に包括することは、保險の經費を賃銀労働者に負擔せしむる結果となるかも知れない。

加之、賃銀労働者の年齢の分布と獨立労働者の年齢の分布とは異なることが、既に指摘せられてゐる。即ち獨立労働者の中に比較的年長者の一層多くの者がある。労働者は年齢の長するに従つて自己の計算に於て労働することを好み、賃銀の取得を放棄する傾向があるからである。

最後に獨立労働者の場合には賃銀労働者の場合に比較して、虚病が頗る容易であるやうに見へる。獨立労働者は彼等が疾病を詐稱する場合に於ても労働を繼續することが出来る。然し賃銀労働者は斯る場合に於ては彼等の収入を全く喪失するのである。

若し獨立労働者は一定限度の所得に達する迄、單一の保險制度の中に任意に加入することを許されるならば、單に不良の危険のみが此選擇的權利を利用し、其結果莫大の損失が加へられ、全保險制度の財政上の安定を脅かすこととなる慮がある。

實際に於ける意義を決して輕視すべきでない是等の總ての困難の爲に、獨立労働者の多數の者の地位が不確實なるにも拘らず、彼等に對する保險の發達が幾分遅れてゐるのである。

三、賃銀労働者及び俸給被傭者保險

此觀念に従へば社會保險は單に従屬労働者、即ち報酬を受けて傭主の爲に勞務に服する者のみを保險すべきものである。

賃銀労働者の保險は經濟上の弱者たる労働者(賃銀労働者又は獨立労働者)に對する保險の場合と同様に、個人的貯蓄又は私營保險によりて十分なる準備を講ずる能力なきに原因して保險を必要とする。殆んど總ての場合に労働の不能及び所得の減少又は喪失を惹起して事故の經濟的結果が頗る峻嚴なることによりて是認せられる。一般に賃銀を得んが爲に労働する者は、賃銀の全額又は殆んど全額を自身并に其家族の維持の爲に傾倒すること、彼等の貯蓄能力が頗る局限せられてゐること、彼等に取りて私營保險は餘りに高價なることが推定せられる。

第二に事故が発生するが爲に當然労働者が所得能力を減殺せられる場合に於ては、特に労働者が冒す危険に對する保障を賃銀制度は暗黙の裡に含むものであると認められてゐる。

最後に専ら賃銀労働者のみに對して保險を保留することに賛成して、其施行の比較的容易なることが主張せられてゐる。何となれば保險費用を一部分傭主に、一部分賃銀労働者に賦課することが出来、而して賃銀労働者の醸出は賃銀よりの控除額として傭主によりて容易に蒐集せられ得るからである。然るに獨立労働者の保險費用は主として被保險者によりて負擔せられ、而して彼等の資力は通例推算すること困難にして、醸出の蒐集も亦困難だからである。

賃銀労働者のみを保險する制度に對しては、階級的立法の一部である、而して特に論ずる迄もなく賃銀労働者が相應多額の報酬を受くる場合に於ては、個人的貯蓄又は私營保險が不可能であるといふ主張は、多數の賃銀労働者が莫大なる資力を有する事實より、到底承認し難いことを前提とするとの非難が屢行はれてゐる。此非難は若し之を考慮するならば、賃銀及び生活費の平均標準と比

較して決定したる一定の限度を超へざる報酬を受くる賃銀労働者に對して強制保險を限定することとなるのである。

三、諸國に於ける立法の範圍

一、業務傷害並に職業疾病賠償法の範圍

職業事故の原則を完全に適用することは、業務傷害及び職業疾病の賠償に關する法律が總ての賃銀労働者を網羅すべきことを要求するであらう。然し乍ら労働賠償法の歴史的發達は未だ此理論を實現し、總てを包括するには至つてゐない。立法者は經濟的・社會的、又は財政的理由より、若くは純然たる豫想より労働者の重要な數種の階級を労働者賠償法の保護から除外してゐる。

現行法規は二種の異りたる立法方法に據つてゐる。或ものは直接に賃銀労働者が雇傭せらるゝ契約と事業を考察し、他のものは傷害立法の法律的原則に遵つて單に労働契約のみを考量するのみである。第一種に屬する法律は、保護せらるゝ事業又は保護せらるゝ勞務を粗放又は嚴密に列擧することによりて其範圍を限定する。此列擧方法は立法者をして法律の利益から、保護せらるゝ事業に従事する賃銀労働のみならず重要な事業の種類をも除外することを可能ならしめる。

反之、第二種の法律は利益を得て傭主の勞務に服する者を包括するやう其範圍を限定し、従つて一般の規定から除外するのは事業に非ずして個人に就てのみである。

第一種の立法中のみならず第二種の立法中にも見出さるゝ是等の人に就ての一般規定の除外例は、一般に職業事故の原則の適用を局限しやうと圖るものである。若干の立法は、勞務契約の下に於

て労働せざる人に労働者賠償法の保護を擴張してゐる。立法が職業事故の原則から乖離しやうとする試は次の順序に於て企てられるであらう。

(一)職業事故の原則を適用する事業の除外。

(二)保護せらるゝ者の階級を制限すること。

(三)獨立労働者の保險。

(一)一般に保護せらるゝ事業又は勞務の種類を限定する乖離は、列擧方法を探る法律の部類に見出される。此種の法規は特定の事業全部か又は特定の規模に達せざる事業を除外する。

斯の如くして若干の國に於ては商業及び農業は労働者賠償法の保護から除外せられてゐるが如き其例である。勿論之には歴重大な例外がある。一方に於ては商業及び農業に於ける傷害事故は工業に於けるよりも重大ならずと考へられ、又他方に於て特に或國の農業的傭主は、若し職業事故の原則が擴張せられるならば負擔することとなるべき財政上の負擔に對して痛烈に反對を加へてゐる。然るに此種類の保險を制定してゐる國の統計は、土地労働者の傷害率の高きことを示し、加之、傷害事故を大に増加せしむる機械が農業に漸次盛に利用せらるゝことは、農業労働者の地位を工業労働者の地位に接近せしめ、且つ農業労働者が傷害に對する保護に就て不利益なる地位に立つことを彌々明白ならしめる。

一般規定より乖離することは之と同様に事業の大小に據つて行ふことも出来る。現行法は事業の大小を決定する標準として、従事する労働者の數によるか、又は筋肉及び非筋肉労働者の蒙る事故

によることを認めてゐる。是等の除外例を承認する爲に、少數の勞働者を使傭する事業は法律によつて課せらる、財政的負擔に堪へ得ざることをの外、其利用する簡單なる機械は従事する勞働者に對して單に極めて輕微なる傷害事故を惹起すに過ぎぬことが指摘せられた。傷害の事故大ならざる工業的、農業的及び其他の事業を除外する法律は、一般に其範圍を爆發的材料を使用し且つ機械的動力によりて作業する機械を使用する事業に其範圍を限定する。然し乍ら危険なる事業と然らざる事業との間に確然たる分界を劃することは、事實上殆んど不可能であることを考へねばならぬ。勿論或工業に於ては他の工業に於けるよりも危険大であることは眞實であつても、危険なりと考へらるゝ事業に従事する勞働者を除外することは、賠償法の基礎たる理論から見れば、到底承認し得ないところである。

(二)保護せらるゝ者の階級を制限する處の乖離は、特に年齢、傭主との家族關係、作業の性質、勞働者の經濟的地位、雇傭期間及び作業場所に存するのである。

單に年齢のみを考察することは、現在施行せられつゝある法律に於ては稀に起るのみであるが、勞働者賠償に關する法規の多數は、傭主の或者を除外してゐる。而して唯傭主の妻のみを除外することが是認せらるゝ如くである。婚姻契約は勞務契約の締結に對して障礙を構成するからである。反之、其他形式に於ける家族關係は、斯の如き契約の締結を阻害するものではない。故に傭主の家族の一員が他の點に於て賠償請求に關する法律の要求する資格を具備するならば、職業事故に服従するものと見るべきである。

若干の法律は或種の非筋肉勞働者を除外してゐる。一般に斯の如き除外例は一定の限度を超過せる俸給を受ける非筋肉勞働者に關するものである。非筋肉勞働者は通例傷害の危険比較的少いものである。然し乍ら工場内に於ける爆發の如きは筋肉勞働者、非筋肉勞働者に區別がないのであつて後者を除外することは職業事故の原則と背馳するものである。

加之、一般に非筋肉勞働者の冒す傷害の微小なる事故が一國の産業に對して重大なる負擔を惹起すことは殆んどあり得ない。然るに今尙は多數の國に於ては一定の平準を超過する俸給を受ける非筋肉勞働者を除外してゐる。

勞働者賠償法規に見出さるゝ除外例は、高額の所得を有する筋肉勞働者のみならず、一定限度以上の賃銀を得る筋肉勞働者にも亦影響する。斯る除外例は主として勞働者賠償法の産業に對する負擔を輕減せんが爲に設けられたのである。而して之を是認せんが爲には職業事故の原則が經濟上の弱者である勞働者といふ觀念を取入れて修正せられてゐる。

數個の法律、就中イギリス法系のものに於ては、臨時雇の性質を有する職業の者及び傭主の業務の目的以外の勞務に服する者を除外してゐるが、之は管理上の困難を理由として是認せられるのである。

最後に作業の場所が若干の法律に於て除外例として數へられる。若し勞働者が自家に於て勞務に服するならば、傭主が作業の様態を監督し或は事故を減少せしむる手段を講ずることが不可能である、故に傭主は家内勞働者の傷害に對して責任を負はせらるべきではないと考へられてゐる。拘之、

或國は此問題に就て非常に自由な態度を執り、家内労働者を法律の保護を受くる者の中に包括せしめてゐる。

若干の國に於ては労働者賠償法の保護が經濟上の獨立労働者にも提供せられてゐる。少額の所得を收得し且つ或は極めて少數の賃銀労働者を使傭する獨立労働者の地位は、勞務契約の下に労働に服する者の地位より劣ることがある。業務上の傷害に對する保險を有する諸國に於て、特定の範圍に於ける獨立労働者の加入を強制するものがあり、又是等の者に任意加入の機會を提供してゐるものもある。

要之、職業事故の原則より出發せる労働者賠償法は其範圍の中に經濟上の從屬労働者を包括するのみであると言ふことが出来る。此法律は勞務契約の下に勞務に服し且つ法律の列擧せる事業に従事せる者の總てに適用せらるゝか、又は従事する事業とは關係な勞務契約の下に於て勞務に服する者の總てに適用せられる。保險制度を規定する法律は時に保險(強制又は任意の)を少額の所得を收得する獨立労働者に及ぼしてゐる。

二、疾病保險法の範圍

疾病事故に對して強制保險を有する國は、保險せらる者の階級の問題に對して次の如き解決を執つてゐる。

(一) 經濟上の弱者の保險。

(二)總ての經濟上の從屬労働者の保險。尙ほ少額の所得を收得する獨立労働者に對して選擇を許す保險を以て補足するもの。

(三)總ての經濟上の從屬労働者の保險。尙ほ少額の所得を收得する獨立労働者に對して強制又は任意加入を許す保險を以て補足するもの。

總ての人々が疾病の事故に脅かされてゐるのであるが、現在施行せらるゝ強制保險法の中國民疾病保險を採用せるものは一もない。唯一國ポルトガルは所謂本來の社會保險制度を制定してゐる。ポルトガルに於ては「總ての人々は性の別なく疾病保險を強制せられる。彼等は人類活動の領域内にあり、習慣上價值ありとして尊敬せられ、且、法律の認めたるものなる限り、何れの職業に従事するを問はないのである。除外せらるゝ唯一の人は、十五歳未満又は七十五歳以上の者并に年收七百エスキュードを超過する人である。ポルトガルの法律は疾病保險の總てに就ての唯一の特例をなすものであつて、爾餘の諸國は通例賃銀労働者の保險、即ち賃銀労働者の總てを包括する一般的保險たるか、又は單に特定階級の賃銀労働者に限定せる保險を有するのである。

一八九二年四月十日のドイツの法律に従つて多數の國は勞務契約に因て他の人に經濟上從屬し、且つ習慣的に自身の勞務に依倚して生活せる總ての賃銀労働者に對する強制保險を規定せる疾病保險法を制定してゐる。

然し乍ら是等の國によつて完全に賃銀労働者保險の形式が採用せられてゐるのではない。法律的、生理的、又は經濟的の諸理由より、或立法者は疾病保險の保護より可成の労働者の部類を除外してゐる。即ち法律的地見地より賃銀労働者と看做されざる者、一定の年齢を超へたる者又は勞働不能の

者、傭主と家族の關係を有する者を除外してゐる。

以上の如く各人の生理的狀態に基き、若くは法律的地位に基き、賃銀労働者保險に對する除外例の外に或國の法律に於ては特に經濟上の弱者といふ思想并に國民の或階級によりて感ぜらるゝ特別なる保護の要求に重きを置き、經濟的秩序を理由として、被保險者の範圍を制限し又は擴張することによりて他の例外を設けてゐる。制限的例外は主として高給の労働者に影響する。現行法は此點より二種に分類することが出来る。即ち高給の者と然らざる者との間に何等の區別を設けざるもの、強制保險より特定階級の労働者、主として一定の限度を超ゆる賃銀の非筋肉労働者を除外するものである。報酬の如何を問はず、筋肉労働者非筋肉労働者を區別せず、總ての賃銀労働者に對して強制保險を施行してゐる法律は、如何なる場合に於ても非筋肉労働者に對して加入を任意たらしむるべき賃銀の限度を決定する必要を回避しやうとしてゐる。何となれば斯の如き制限は、疾病保險の目的に就て區別を設けることによりて事實上經濟的并に社會的地位の極めて相似たる者の間に於ける不公正を惹起す虞があるからである。反之、第二種の法律に屬するものは高給の非筋肉労働者の場合に於ける保護の要求は、彼等を一般の保險制度の中に包括することを是認せしむるには至らないその思想に基くのである。法律の見地よりすれば此階級に屬する人々は賃銀労働者の階級に屬すると看做すべきものであるが、是等の者を強制保險から除外せる國は、高給の賃銀労働者を其資力より見て、彼等は自ら保護を講じ得るものであると看做してゐる。

經濟的の考察によれば賃銀労働者保險の一般的規定を制限せざるのみならず、經濟上より獨立者

たる階級に對して強制保險を擴張して賃銀労働者保險の嚴格に失すことを緩和し得るのであらう。然し乍ら斯の如く同一の待遇を與ふことは、一般的賃銀労働者保險の規定の根本を形成する原則の爲に極めて稀有のことである。

少額の所得を収得する獨立労働者に對する強制疾病保險は現行法の中に極めて稀に見出さるゝのみであるが、オーストリア及びロシアの法律を除外して、多くの法律は斯の如き獨立労働者に對して任意保險の機會を提供してゐる。而して斯く保險制度を構成せる諸國は、夫々異りたる原則に基きて任意保險を設立してゐるから、任意加入の條件は國によりて大に不同がある。一般政策の思想の爲めなるか、又は經濟上の弱者たる獨立労働者の階級の勢力を伸張せしめんとする社會政策の思想よりする任意保險は其二種の形態（規定の所得の限度を超ゆるか或は獨立するに至りたる強制被保險者に對する保險の延長、及び強制的被保險者たらざる者に對する本來の意義に於ける任意保險）に於て多數の階級の者に保險の機會を提供して、一般的規定の峻嚴なることを緩和することが出来る。

數國に於ては疾病保險法の範圍の問題に對し聊か自由でない解決を執つてゐる。此種の法律に従へば、保險法に於て自動的に保險せらるゝ爲には、勞務契約によつて勞務に服するを以て足れりせず、更に強制保險の下にあることが法律によりて特に決定せられたる事業に従事することを必要とする。制限的な賃銀労働者保險に關する法律は、工場の性質を有する工的企業、又は鑛業其他、建築業に適用せられ、又其或者は交通業及び商業を包括し、農業及び家庭勞務は殆んど常に是等の

法律の範圍から除外せられてゐる。斯の如き除外を設くる理由は、主として疾病保險法の歴史的發達に求められる。制限的な賃銀労働者保險を有する國は、先づ共濟組合運動が強制疾病保險を創設する爲に既成の基礎を作る職業のみに強制保險を設け、又は立法者が眞に保護を必要とする看做したる職業のみに強制保險を設けるのである。疾病保險の設立の爲に社會に課せらる、財政的負擔を軽減せんとする立法者の希望并に或種の傭主、特に農業に従事する傭主の反對も亦賃銀労働者の大多數階級を被保險者の中から除外するに與つて力がある。

制限的な賃銀労働者保險の規定を採る國の少數なる理由は、被保險産業の表示に加へられなかつた新しき産業の發生せること、法律の示せる表に脱漏あるべきこと、一産業が被保險事業に屬するや否やに關して疑義等の如き制限的な賃銀労働者保險の無數の困難を避けんが爲に、現今の立法者は好みて一般的賃銀労働者保險の形式を採るが爲である。

三、老衰、不具癱疾及び死亡保險の範圍

老衰、不具癱疾、死亡に對する強制保險に關する法律は、次の方法に於て保險範圍の問題を解決してゐる。

(一) 經濟的地位の如何を問はず總ての獨立せるか又は從屬せる人に對する國民保險。

(二) 經濟上の弱者なる總ての人に對する保險。尙ほ少額の所得を收得する獨立労働者に對しては強制保險又は任意保險を行ふもの。

(三) 經濟上の從屬者の特定部類に對する保險。

強制國民保險は現在スエーデンとスイス(グラルス州)に行はれてゐる。兩法律に含まるゝ唯一の制限は被保險者の最低年齢及び最高年齢、國籍、居所、生理的狀態に關するものである。賃銀労働者及び經濟上の弱者なる賃銀労働者を保險する社會保險の規定は、未だ孰れの國にも採用せられてゐない。斯の如き制度に對する非難は既に述べた。

大多數の國は或種の重大な修正が加へられないではないが賃銀労働者保險を制定してゐる。其或ものは賃銀労働者全部を包括する一般的法律を有し、他のものは特定せる勞務に限りて適用する特殊の法律を有し、又若干のものは一般的法律と特殊の法律とを制定してゐる。

各種の法律によりて加へられたる一般的保險法の規定に對する修正は主として體質及び經濟狀態に基くものである。

數國に於て老衰、不具癱疾、遺族保險の範圍を制限してゐるのは體質を理由とするのである。法律は屢保險に加入せしむる最高年齢及び最低年齢を規定してゐる。而して其最低年齢は十四歳乃至十八歳、最高年齢は六十歳乃至六十五歳である。或種の法律には十四歳乃至十八歳の最低年齢のみを規定してゐる。之と同じ理由より法律は加入者が體力強健にして勞働能力を有する者たることを受給の必要條件としてゐる。立法者は多くの場合に於て法律の保護を眞實の労働者のみに制限せんとして居り、不具癱疾者にして勞務によりて自身の生活を營み得ざる者を被保險者の中から除外してゐる。

然し乍ら最も重要な修正は經濟的又は社會的考慮に基くのである。立法者は國により種種の方

法を以て國民の各階級の欲求を測定し、之によりて屢一般的規定を制限し或は擴張することゝなつた。

實際に於て是等の考慮は、海員及び鑛夫の如き特定の範疇にある者に對する特殊の保險法を有するに過ぎざる國に於ては、工業労働者の多數の者を除外し、尙ほ此外非筋肉労働者、農業労働者、家庭の奴婢、日雇又は臨時労働者、其他特定せる若干の業勞に従事する者を除外する結果となる。一般的賃銀労働者保險の規定に於ける最も重要な制限は、賃銀率に關するものである。蓋し高給を受ける賃銀労働者は自ら保護を講じ得ると屢考へられたるが爲め、又社會保險より生ずる財政上の負擔を出来るだけ輕減することを必要としたが爲である。然し乍ら現在の立法は漸次此純理を放棄する傾がある。多くの法律は此種の制限を設けて居ない。

以上述べた處は主として一般的賃銀労働者保險の規定する範圍を制限する爲の修正であるが、非筋肉労働者も齊しく保護の必要を感じるが故に、多數の國の立法者は是等の者に對して老衰不具癱疾を保險し得る機會を與へてゐる。此保險の擴張は第一に訓育の完了せられたる者殊に賃銀を收得せざる徒弟に關係する。丁年に達せざる徒弟は殆んど常に他の労働者と同様に不具癱疾の事故に遭遇し、剩へ工業労働の經驗を有せざるが爲に却つて事故を増加せしむる傾向がある。此理由より多くの法律は保險の對象としては賃銀を收得せざる徒弟を賃銀労働者と看做してゐる。

家内労働者に就ても同様である。是等の者の地位は勞務遂行の條件によりて異なる。家内労働者は時に僱主の直接の監督の下になき場所に於て労働する賃銀労働者たることもあり、又時には自己の

計算に於て労働する獨立せる労働者であることもある。彼等の經濟的地位が所謂本來の賃銀労働者よりも屢良好ならざるを見て、數個の立法者は是等の者に對して特定の條件の下に法律の適用範圍を擴張してゐる。

以上の如き特例を別とすれば無數の獨立労働者は未猶ほ保險の範圍外にある。賃銀労働者保險の一般的規定の峻嚴なるを緩和せんが爲め、且つ又保險を必要とする獨立労働者をして賃銀労働者を保險すると同一の制度の下に於ける利益を享けしむる爲めに施行せられてゐる法律中、ポルトガル及びアルゼンチンの法律を除けば、總て任意保險を以て彼等に對する保險制度としてゐる。

任意保險は次の諸形態を採ることが出来る。即ち法律の要求する諸條件を具備せざるに至りし強制被保險者たりし者に對する保險の繼續、一定の期間被保險者たらざるに至りし者に對する保險の復活、給付添加を被保險者に確保する爲の保險の擴張、保險の範圍を決定する原則によりて強制保險より除外せられたる者に對する本來の所謂任意保險制度の設立、之である。

本來の所謂任意保險は主として經濟上の弱者たる爲に保護の必要を経験せる獨立労働者に適用せられる。社會の補助を俟たずして自ら保護を講じ得る經濟的地位にある者を保險に加入せしめざらんが爲に、何れの國の立法者も等しく獨立労働者の使傭し得る労働者數の最高限度を一定するか、又は所得の最高限度を一定するか、若くは保險に加入し得る年齢を一定して、加入者となり得る機會を周到に制限してゐる。

加之、任意保險は種々の場合に於て屢強制保險より除外せられたる僱主の家族并に強制被保險者

たらざる賃銀労働者に對しても提供せられる。

四、失業保險法の範圍

失業保險に關する現行法は總て賃銀労働者保險の觀念を基礎とし、獨立労働者を除外してゐる。此制限は失業保險の保險事故即ち職業缺如の特性によるのである。獨立労働者、即ち傭主の爲にするにあらずして直接顧客の爲に業務に従事する小手工業者の遭遇する事故は、職業の缺如に非ずして注文の缺如であつて、前者よりも更に定義し難き全く別個の種類の事故である。然し乍らドイツの法律は先づ「失業補給」、次で獨立労働者をも包括せんが爲に擴張せられたる、所得補給を以て先例を開いた。尤も現在のドイツの計畫は「保險」に非ずして「補給」であり、獨立労働者が賃銀労働者と同様容易に陷る貧窮の状態が給與を支給する重要な條件となつてゐる。

然し乍ら保險法が例外なく總ての賃銀労働者を保險することは到底不可能である。第一の重要な制限は産業又は職業に關するものである。或ものは失業の危険極めて少きが故に除外せられ、又反對に危険確定せるが故に除外せられ、或は技術上の困難の爲に除外せられる。

實際に就て言へば農業労働者、家庭の奴婢、公務に従事せる者、特に職業安定せる保證を有する私的勞務に於ける非筋肉労働者及び家内労働者は強制保險から除外せられる。

他の制限は被保險者の所得に基くものである。一定の賃銀平準を超ゆる者は自己の資力より失業に備ふる貯蓄となし得るものと考へられる。例之、イギリスに於ては年收二五〇ポンド以上の非筋肉労働者を除外し、同様にイタリーに於ては月收八〇〇リラ以上の非筋肉労働者を除外してゐる。

保險に加入し得る年齢は通例始めて就業し得る年齢と同一である。故に徒弟及び少年労働者は其勞務生活の當初の數年間失業保險の圈外にあることとなる。

是等の制限、殊に産業及び職業に關係せる制限は、任意保險法に於ては強制保險法に於けるよりも規定が明確でない。然し乍ら若干の國に於ては斯る制限が任意保險基金に對する國家の補助金下付の條件中に加へられてゐる。

附記。本稿は General Problems of Social Insurance, International Labour Office, 1925. に據つたのであるが、匆忙の裡に執筆し十分に推敲の餘裕を有しなかつたことを遺憾に思ふ。

(昭和二年四月二十日稿)